

京都市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年1月28日

京都市長 門川大作

京都市規則第61号

京都市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則

京都市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を次のように改正する。

第65条第1項中第12号を第13号とし、第10号及び第11号を1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1項を加える。

(10) 条例第58条第1項前段に規定する委託手数料（以下「委託手数料」という。）に関する事項

第79条を次のように改める。

（委託手数料の率の届出等）

第79条 条例第58条第1項前段に規定する別に定める取扱品目は、次のとおりとする。

- (1) 野菜及びその加工品
- (2) 果実及びその加工品
- (3) 生鮮水産物及びその加工品
- (4) 食肉

2 条例第58条第1項後段に規定する別に定める日（以下「適用日」という。）は、7月1日（条例第58条第5項の規定による市長の命令に基づいて手数料率（同条第1項前段に規定する手数料率をいう。以下同じ。）を変更する場合にあっては、その旨を市長に届け出た日）とする。

3 条例第58条第2項の規定による届出は、第1項各号に掲げる取扱品目の区分ごとに、次に掲げる事項を記載した届出書により行うものとする。

- (1) 取扱品目及びその手数料率
  - (2) 手数料率の算定の根拠
  - (3) 手数料率の変更の届出にあつては、変更する理由
- 4 取扱品目が第1項第1号から第3号までのいずれかである場合における前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 適用日の属する事業年度（以下「適用年度」という。）の前事業年度の貸借対照表及び損益計算書
  - (2) 適用年度の予定損益計算書
  - (3) その他市長が必要と認める書類
- 5 取扱品目が第1項第4号である場合における第3項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 適用年度の前事業年度の貸借対照表及び損益計算書
  - (2) 適用年度以後3事業年度分の予定貸借対照表及び予定損益計算書
  - (3) その他市長が必要と認める書類
- 6 取扱品目が第1項第1号から第3号までのいずれかである場合における条例第58条第2項の規定による届出は、適用日の2箇月前までに行わなければならない。
- 7 取扱品目が第1項第4号である場合における条例第58条第2項の規定による届出は、適用日の3箇月前までに行わなければならない。この場合において、第5項第1号に掲げる書類については、適用日の2箇月前までに市長に提出するものとする。
- 8 食肉部の卸売業者が条例第42条の規定による委託を受けて卸売をした場合における原皮、内臓等の委託手数料に関し必要な手続は、別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

### (経過措置)

2 この規則の施行に関し必要な経過措置は、所管局長が定める。

(産業観光局中央卸売市場第一市場管理課)